

← 105mm →	
収 去 証	
1 収去の相手方の住所又は営業所所在地	
2 収去の相手方の氏名又は法人の名称	
3 品名及び数量	
4 収去場所	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の8第1項の規定に基づき、上記のとおり収去する。	
年 月 日	
収去者 薬事監視員(麻薬取締官又は麻薬取締員)職 氏 名 	
所属局部課	
備 考	
↑ 148 mm ↓	